

表 AANZFTA改正前後の制度変更（原産地規則）

項目	第1議定書（変更前）	第2議定書（変更後）
通達	第215/2564号および第28/2567号	第149/2568号
原産地証明	原産地証明書（Form AANZ）	原産地証明書（Form AANZ） 認定輸出者による原産地申告（DO）
遡及発行の表示	輸出日から3日を超えて発行されたCOに「Issued Retroactively」にチェック	出荷日以降に発行されたCOに「Issued Retroactively」にチェック
第三国インボイス（Box 7）	発行した企業名をBox 7に記載	ケース1：第三国が1か国の場合、企業名をBox 7に記載 ケース2：第三国が2か国以上の場合、最初の企業名をBox 7に記載
第三国インボイス（Box 10）	製造者か輸出者のいずれかに加え、第三国の商社（注）	製造者、輸出者、第三国の商社のいずれか
製品別規則（PSR）	HSコード2022版に基づく第1次議定書のPSR（通知第28/2567号）	HSコード2022版に基づく第2次議定書のPSR（通知第149/2568号）
輸入申告書の特典コード	特典コード欄に「AAN」と記載	ケース1：COの場合、「ANC」と記載 ケース2：DOの場合、「AND」と記載
Form AANZまたはDOの提出免除	FOB価格が200米ドル以下の貨物	CIF価格が200米ドル以下、または輸入国通貨で同等額の貨物

（注）商社が特定できない場合、製造者または輸出者のいずれか。

（出所）タイ商務省よりジェトロ作成